

特別償却の付表（十七）の記載の仕方

- 1 この付表（十七）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の5第1項《情報流通円滑化設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の26第1項《情報流通円滑化設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、情報流通円滑化設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した情報流通円滑化設備については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 2 「情報流通円滑化設備の種類等1」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 3 「情報流通円滑化設備の名称2」には、情報流通円滑化設備の名称を記載します。
- 4 「取得価額8」には、情報流通円滑化設備の取得価額を記載します。

ただし、その情報流通円滑化設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 5 「償却・準備金方式の区分11」は、その情報流通円滑化設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 6 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画の認定年月日12」には、地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画について特定通信・放送開発事業実施円滑化法第4条第1項の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「その他参考となる事項13」には、その資産が情報流通円滑化設備に該当する旨等参考となる事項を記載してください。